

○美祢市美東都市と農村交流の館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成20年3月21日

規則第142号

改正 平成22年9月27日規則第29号 平成24年3月16日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、美祢市美東都市と農村交流の館の設置及び管理に関する条例（平成20年美祢市条例第184号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第8条の規定により許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交流の館使用許可申請書（別記様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の申請は、使用しようとする日の属する月の3箇月前からすることができる。

(使用許可書の交付)

第3条 指定管理者は、美東都市と農村交流の館（以下「交流の館」という。）の使用を許可したときは、申請者に対し交流の館使用許可書（別記様式第2号。以下「許可証」という。）を交付するものとする。

2 許可に当たっては、展示室の情報を得る目的で入館する一般入館者の利用を妨げない範囲内で許可するものとする。

(使用許可書の提示)

第4条 使用者が交流の館を使用するときは、許可書を携帯し、指定管理者の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(利用料金の減免)

第5条 条例第13条の規定による利用料金の減免は、次の各号に定めるところによる。

(1) 国又は地方公共団体が使用するとき 減免率 100パーセント

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき 減免率 100パーセント以内

(使用の取消承認)

第6条 使用者が交流の館の使用を取り消そうとするときは、その旨を使用予定日の前日までに指定管理者に申し出なければならない。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者が交流の館を使用するときは、次の各号の事項を遵守しなければならない。

ただし、許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 交流の館内で物品の販売をしないこと。
- (2) 指定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (3) 交流の館内外にはり紙、釘打ち等をしないこと。
- (4) 許可を受けた以外のものを使用しないこと。
- (5) 附属設備を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示を遵守すること。

(入館の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為又はこれらに該当する物品等を携行する者
- (2) 管理上必要な指示に従わない者

(破損、滅失の届出)

第9条 使用者は、交流の館の建物若しくは附属設備を破損し、又は滅失したときは、直ちに届け出なければならない。

(使用終了の届出)

第10条 使用者は、交流の館の使用を終了したときは、直ちに指定管理者に届け出て職員の点検を受けなければならない。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、交流の館の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年3月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の都市と農村交流の館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成13年美東町規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年規則第29号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

美東都市と農村交流の館使用(変更)許可申請書			
		年 月 日	
指定管理者		様	
		住所又は団体名 氏名(責任者) 印 電話番号	
<p>美東都市と農村交流の館を使用したいので、美祿市美東都市と農村交流の館の設置及び管理に関する条例施行規則第2条の規定により、次のとおり申請します。 (※欄は、記入しないこと。)</p>			
使用目的 (変更理由)			
使用日時		年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
使用人数		人	
使用場所		多目的スペース、その他()	
使用設備器具等			
備考			
※ 処理 状況	許 決	利 用 金	円
	可 定		受 付
	可 ・ 否		免除 理由

別記様式第2号(第3条関係)

美東都市と農村交流の館使用(変更)許可書			
使用月日	年 月 日	使用目的	
使用場所 及び使用 時間	多目的スペース、その他 ()		時 分から 時 分まで
使用設備 器具等		利 用 者 数	人
使用条件		利 用 料 金	円 ・ 免除
<p>上記のとおり、美東都市と農村交流の館の使用を許可する。</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">美東都市と農村交流の館指定管理者 印</p>			

1 下記のいずれかに該当するときは、その使用の停止又は許可の取消しをすることがあります。

- (1) 美祢市美東都市と農村交流の館の設置及び管理に関する条例及び美祢市美東都市と農村交流の館の設置及び管理に関する条例施行規則に違反したとき。
- (2) 使用許可条件に違反したとき。
- (3) 公共の秩序又は風紀を乱すおそれがあるとき。

2 使用に際し、施設又は設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければなりません。

3 使用後は、直ちに施設、設備又は備品を清掃整備して、使用前の現状に復して返さなければなりません。なお、火気、戸締まり等は、責任者において再度確認し、退所しなければなりません。